

新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第6号

新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年新潟県規則第79号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（認定こども園の長）</p> <p>第9条 条例第3条第1項第3号の規則で定める者は、<u>次の各号のいずれかに該当する者</u>とする。</p> <p><u>(1) 幼稚園又は保育所の長の経験年数が3年以上である者</u></p> <p><u>(2) 幼稚園又は保育所等における実務の経験年数が10年以上である者（幼稚園又は保育所等の管理及び運営に従事した経験年数が3年以上の者に限る。）</u></p> <p><u>(3) 当該認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、当該認定こども園の園長の任命権者又は当該認定こども園の設置者が前2号のいずれかに掲げる者と同等の資質を有すると認める者（当該認定こども園の運営上特に必要がある場合に限る。）</u></p>	<p>（認定こども園の長）</p> <p>第9条 条例第3条第1項第3号の規則で定める者は、<u>幼稚園若しくは保育所の長の経験年数が3年以上である者又は幼稚園若しくは保育所等における実務の経験年数が10年以上である者（幼稚園又は保育所等の管理及び運営に従事した経験年数が3年以上の者に限る。）</u>とする。</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。